

船舶事故調査報告書

平成23年9月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成22年8月27日（金） 20時20分ごろ
発生場所	神奈川県横浜市横浜北水提灯台から真方位183° 670m付近 （概位 北緯35° 27.2′ 東経139° 39.5′）
事故調査の経過	平成22年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	モーターボート アドレナリンジャンキー ^{ツー} Ⅱ、5トン未満 281-23785東京、個人所有 6.58m (Lr) × 2.37m × 1.30m、FRP ガソリン機関、95kW、昭和63年3月 船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月8日 免許証交付日 平成22年3月15日 （平成27年3月14日まで有効）
死傷者等	負傷 3人（船長、同乗者2人）
損傷	船首船底部に亀裂等 東水堤に擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人A、Bほか2人を乗船させ、京浜港横浜区のみなとみらい地区から本牧ふ頭A突堤西側の船だまり近くの棧橋を備えたレストランに向かう際、横浜区第1区にある東水堤中央部の切り通しを通航しようとして南東進した。 船長は、ふだん、東水堤や防波堤が書き込まれたGPSプロッターを見ながら航行していたが、本事故当日の朝に故障しているのが分かり、目視のみにより単独で見張りを行い、約15ノットの速力で手動操舵により航行中、間もなく東水堤に接近する頃とされているうちに平成22年8月27日20時20分ごろ、東水堤に衝突した。 本船は、衝突後、自力航行不能となり、巡視艇にえい航救助された。 船長は全身打撲、むち打ち症及び左頬陥没、友人Aは腰椎横突起骨折、友人Bは左肩脱臼を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視程 25km 海象：波高 約10cm、潮高 約158cm、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、東水堤中央部の切り通しを通航した経験が昼夜とも多数あったが、いつもGPSプロッターの地図画面を見ながら航行していたので、東

	<p>水堤の各端部に標識灯が設置されていることは知らなかった。</p> <p>本船は、レーダーやサーチライトを装備していなかった。</p> <p>船長の両眼の視力は、1.5と1.2であった。</p> <p>船長は、衝突前、船首方の東水堤越しに山下ふ頭の沖を航行していた船舶の灯火が見えていたので、自船と同船の間に航行の支障となる障害物はないと思っていた。</p> <p>船長は、本船に海図を備えていたが、航行経路を調べていなかった。</p> <p>月出時刻は19時07分、月正中時刻は0時55分、月齢は16.5であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、京浜港横浜区第1区の東水堤中央部の切り通しを通航しようとして南東進中、船長が、ふだんから船位の確認に利用していたGPSプロッターが故障し、また、東水堤の端部に標識灯が設置されていることを知らず、船位を確認していなかったことから、東水堤に向かって航行し、同堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>本事故発生当時は高潮時であり、船長は、船首方の東水堤越しに山下ふ頭の沖を航行していた船舶の灯火が見えていたので、自船と同船の間に航行の支障となる障害物はないものと思い込んだ可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、京浜港横浜区第1区の東水堤中央部の切り通しを通航しようとして南東進中、船長が船位を確認していなかったため、東水堤に向かって航行し、同堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、事前に予定航行経路を海図で調査し、灯台や標識灯で船位を確認しながら航行することが考えられる。</p>	